

熊本県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により令和2年（2020年）9月2日から12月7日までの間に実施した定期監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年（2021年）1月7日

熊本県監査委員	福島誠治
同	竹中潮
同	岩下栄一
同	山口裕

1 監査対象機関

部局名	機関名
県央広域本部	税務部、農林部（熊本農政事務所）、土木部（熊本土木事務所）、宇城地域振興局、上益城地域振興局
県北広域本部	県北広域本部（菊池地域振興局）、玉名地域振興局、鹿本地域振興局、阿蘇地域振興局
県南広域本部	県南広域本部（八代地域振興局）、芦北地域振興局、球磨地域振興局
天草広域本部	天草広域本部（天草地域振興局）
企画振興部	博物館ネットワークセンター
土木部	市房ダム管理所、氷川ダム管理所

2 監査対象期間 令和元年度（2019年度）

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、法規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。また、行政に関する事務の執行については、経済性、効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の働き方改革取組状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
県北広域本部	県北広域本部（菊池地域振興局）	（個人情報の漏えいについて） DV要支援者の住所が記載された県税領収書を本人以外に交付するという個人情報漏えい事案が発生している。 個人情報保護条例に基づき、個人情報の適切な管理を行うこと。
	県北広域本部（菊池地域振興局）	（公用車の管理について） 令和2年度において、車検切れのまま公務に使用した公用車が1台ある。 重要備品台帳を活用するなど公用車の車検時期を的確に管理し、再発防止に努めること。
	玉名地域振興局	（職員の交通法規違反について） 通勤中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。
	鹿本地域振興局	（局長宿舍賃借料の支払遅延について） 局長宿舍賃借料について、支払手続が遅れ、延滞損害金が発生している。 支払期限のある支出について、支払手続が遅れないよう適正に処理すること。
	阿蘇地域振興局	（職員の交通事故について） 公用車による過失割合が高い人身事故が2件、物損事故が2件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	阿蘇地域振興局	（職員住宅の入退居手続について） 職員住宅について、賃貸借契約の締結、総務厚生課への入退居報告等が未了のまま、職員1名を7か月間入居させ、当該職員の退居から10か月後になって、総務厚生課への収入調定及び納入通知書発行の依頼を行っている。その結果、賃借料の全額が、総務厚生課の過年度収入となっている。 熊本県職員住宅管理規程に基づき、職員住宅の入退居手続を適正に行うこと。
	阿蘇地域振興局	（生活保護費の返納手続について） 過払いとなった生活保護費について、自治体からの指摘を受けたにもかかわらず、1年以上にわたり返納手続が遅れている。 業務進行管理について、組織的なチェック体制を強化し、再発防止を徹底すること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項
なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項
なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。